



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

240	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
241	〃	( 〃 ).....	1
242	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	2
243	〃	( 〃 ).....	2
244	〃	( 〃 ).....	2
245	〃	( 〃 ).....	3
246	〃	( 〃 ).....	3
247	〃	( 〃 ).....	4
248	〃	( 〃 ).....	4
249	〃	( 〃 ).....	4
250	〃	( 〃 ).....	5
251	〃	( 〃 ).....	5
252	〃	( 〃 ).....	5
253	〃	( 〃 ).....	6
254	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
255	道路の供用開始	( 〃 ).....	7

### ○ 正誤

令和5年3月31日付け和歌山県報号外（10）和歌山県監査委員告示第2号中	.....	7
--------------------------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
合同会社m&m	和歌山市吉礼83-1 リバーサイドV102号	あんど訪問看護	令和 6.3.1

### 和歌山県告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社Athena	和歌山市吉田681番地 ISSビル3階	訪問看護ステーションえにし	令和 6.3.1

**和歌山県告示第242号**

和歌山県和歌山市吉礼の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
令和4年4月1日から令和5年12月11日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市吉礼の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市吉礼の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第243号**

和歌山県和歌山市加太の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
令和4年4月1日から令和5年12月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市加太の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市加太の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第244号**

和歌山県海南市別院の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
令和4年4月1日から令和5年11月24日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市別院の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市別院の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第245号**

和歌山県海南市重根の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期  
令和4年4月1日から令和5年12月8日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海南市重根の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海南市重根の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第246号**

和歌山県田辺市栄町・福路町及び南新町・北新町・今福町の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
令和3年4月1日から令和5年11月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市栄町・福路町及び南新町・北新町・今福町の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市栄町・福路町及び南新町・北新町・今福町の各一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第247号**

和歌山県田辺市龍神村三ツ又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
令和4年3月9日から令和5年12月1日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市龍神村三ツ又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市龍神村三ツ又の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第248号**

和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期  
令和4年4月1日から令和5年11月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県田辺市本宮町三越の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第249号**

和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
令和4年3月9日から令和5年11月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町毛原中の一部地区

5 認証年月日

令和6年3月5日

**和歌山県告示第250号**

和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県海草郡紀美野町

2 調査を行った時期

令和4年3月9日から令和5年11月22日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町毛原上の一部地区

5 認証年月日

令和6年3月5日

**和歌山県告示第251号**

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県海草郡紀美野町

2 調査を行った時期

令和4年3月9日から令和5年11月22日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡紀美野町長谷宮の一部地区

5 認証年月日

令和6年3月5日

**和歌山県告示第252号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

- 2 調査を行った時期  
令和3年4月1日から令和5年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第253号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期  
令和3年4月1日から令和5年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区
- 5 認証年月日  
令和6年3月5日

**和歌山県告示第254号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 堺かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字短野字新林1278番3地先から同町大字短野字新林1276番4地先まで	旧	3.81 } 8.14	311.93	
同上	新	5.68 } 26.00	293.32	

和歌山県告示第255号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 堺かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字短野字新林1276番25地先から同町大字短野字新林1276番4地先まで

供用開始の期日 令和6年3月19日

正 誤

正 誤

令和5年3月31日付け和歌山県報号外（10）和歌山県監査委員告示第2号附則中

ページ	誤	正
6	この規則	この告示